

※ 本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致しません。

監査法人はなぜ訴えられたのか—UMC エレクトロニクス会計不正事件

2020年12月10日、UMC エレクトロニクスの大阪府の一株主が約1億円の損害賠償訴訟を起こした。監査法人と証券会社についても「十分な監査や審査をやっていなかった」として、連帯して支払うように求めた。

同社は、虚偽記載のある有価証券報告書等を提出したことで売却損等の損失を被ったという。一体、どのような会計不正が行われたのだろうか。2019年10月28日の外部調査委員会調査報告書を見てみよう。

1. 会社概要

この会社は川崎市でクリスマス電球の色付けを開始し、内山三兄弟が内山製作所を設立、1968年に電卓のOEM等を経て、電子機器の受託製造を開始し、埼玉県の大宮工場を新設し、1991年に社名をユー・エム・シーエレクトロニクス(Uchiyama Manufacturing Creative)に変更、埼玉県上尾、宮崎、中国(東莞他)、ベトナム、タイに工場建設、2016年東証一部上場。従業員(連結)9500名(2020年3月)。

2. 内部通報があった

この事件は、UMC 中国グループで起きた。2019年5月から7月にかけて、4件の、内部通報(メール)が本社の内部通報窓口(社外取締役)、A会長、F副社長兼管理本部長に届いた。この内、A会長に届いた通報は、UMC 中国グループにおいて、C董事長(本社副社長・製造本部長兼務)の指示により、架空売上が計上されていること、毎年3月(決算月)に未回収売掛金についてSAP(2011年に導入した基幹システム)データを書き換えてインボイスの日付の洗い替え処理を行うことによって、長期の未回収金ではなく最近の売掛金であるかのように粉飾が行われていること、未回収売掛金に対する貸倒引当金の設定がなされていないこと等の申告があったが、A会長は同年6月14日に顧問弁護士に相談し、顧問弁護士から公認会計士の意見を聞くべきであるとのアドバイスを受けた。しかし、会計士には伝えなかった。

A会長は、自分宛てにきたメールを、名指しされたC董事長に「内部通報」というタイトルで送付してしまった。第三者委員会は、「メールする必要性は全く存在しない」と言い切り、内部通報規程の「通報を受けた場合、直ちに監査役並びにB社長(内山茂樹氏)に

報告すべき」ところをせず、そのため、2019年6月27日の株主総会において、不正は報告されず、虚偽の有報を提出することになってしまった。A会長はコンプライアンス担当の取締役であった。

また、会計士に報告しておれば、その後の混乱は避けられたであろう、としている。

7月1日にF管理本部長に届いた内部通報メールは、発信者X氏に聞いたところ、UMC中国グループでは長年、買掛金の過少計上、棚卸資産の過大評価、長期未収入金の計上等の処理により約30億円規模の利益操作が行われている旨の報告があり、X氏は自らも関与していると述べた。

7月2日、A会長、F管理本部長、L社外監査役及び顧問弁護士らが出席した会議が開催されたが、具体的な行動まで話は進まなかった。F管理本部長は、前日の内部通報情報は出していない。これはF管理本部長が、入社して未だ3か月しか経っていないため、確証が持てなかったためであるという。

翌週、F管理本部長は中国に出張し、通報内容と同様の申告を受け、中国グループにおける不正の確証を得た。帰国後、F管理本部長は、直ちに弁護士と社外取締役と相談した上でB社長に報告した。外部専門家による調査を実施すること及びC董事長をラインから外すことを提言し、B社長はこれらを了承した。B社長は初めて、中国グループによる会計不正を知った。

2019年7月19日、臨時取締役会が開催された。2019年8月7日、外部調査委員会が設置された。

3. 不正会計の内容

(1) 原因 オーナー社長のB氏の経営方針は、毎年2桁成長を目指す、赤字予算は絶対に認められないという風潮を受けて、中国グループはC董事長を中心に有形無形のプレッシャーが掛けられた。UMC内で最大の海外拠点である中国グループの董事長であったC氏は本社副社長兼製造本部長も兼務し、C氏に異議を唱えられる者は中国グループにはいなくなった。

2014年4月1日から2019年3月31日における不正会計による連結財務諸表への影響額は、累計で、売上高は1.7億円の過大計上、売上原価は32.4億円の過少計上、営業利益は34.1億円の過大計上であった（報告書93ページ）。

主な不正行為は次の通りである。

① 買掛金の計上遅れ

中国においては、2011年9月から製造・販売及び財務を一括してSAPが導入され、この時、営業TP(Throughput)と財務TPとの間で差が生じた。

財務TP=売上高－{期首在庫(製品・仕掛品・原材料)－期末在庫(製品・仕掛品・原材料)+原材料仕入高}であり、期末の在庫実績を基に、仕損費、棚卸減耗費及び加工費も考慮される。一方営業TPは見積ベースの原材料費であり、その単価は見積時点での資

材調達部門が取得した単価であり、その差は年々拡大する。

C 董事長からは、財務 TP が営業 TP に近い数値となるよう見直すことを強く要求された（調査報告書 37 ページ）。このことが、買掛金の計上時期を意図的に遅らせることにも繋がった。

② リカバリープラン—在庫の過大計上

2012 年 4 月、UMC 本社から A 会長、K 取締役管理本部長（当時）及び経理担当者が中国に出張し、C 董事長らと 2012 年 3 月期の中国グループの営業利益を黒字化するための調整方法を検討した。約 5 億円のリカバリープランである。その方法の一つが、期末時点で存在する在庫について、評価単価を過去入荷最高価格に置き換えることで、これはその後も継続された。

③ イニシャル費用の先行計上

中国グループでは新たに受注した製品を生産するための生産ライン設置費用（イニシャル費用）を顧客から回収する場合、顧客の同意を得られたものについては業務管理課がデビットノートを発行して売上計上するが、営業担当者が顧客の同意を得る前に、SAP 上でデビットノートを発行する（ただし顧客へは送付しない）という操作が行われていた。これを知らずに、営業担当者が新たにデビットノートを発行してしまい、二重に売上計上されることがあった。

④ 未回収売掛金の洗い替え

未回収売掛金が長期化すると、監査手続き上問題視されるため、2013 年 2 月には、C 董事長と中国グループ経営陣も含めた会議で、未回収売掛金と同額のクレジットノートを発行して、当初の売掛金を取り崩し、同時に同額のデビットノートを発行して新たに売掛金を発行し直すという方法を取るようになった。

⑤ 仮売上の過大計上

中国グループの内、2000 社（UMC 中国グループ香港会社の通称）は製品の出荷時点での売上計上であったが、それ以外の会社では中国法人では収益認識を行う際には「發票」という税務局が管理する証書を用いて売上計上することとされているが、出荷されても發票されないことがあり、この場合、出荷基準売上を「仮売上」と称している。会計監査時には、仮売上を過大に計上した。この方法は、SAP 導入の 2011 年から行われていた。

⑥ 売上の先行計上

翌月出荷予定の製品を、実際の出荷は行わず、SAP 上の出荷処理のみを行い、実際の出荷は翌月本来の出荷日に行い、支払期日は、本来の出荷日に応じた日になるよう SAP 上で変更した。

⑦ 長期滞留棚卸資産の洗い替え

棚卸資産の取得原価が、正味実現可能額を下回った場合には、当該棚卸資産の評価額を正味実現可能額まで引き下げる必要がある。中国グループは、当該原材料を一度出荷（返品）したこととし、その後再入荷（新規購入）したこととする処理を SAP 上で行っている。

た。また、洗い替えの他に、架空の注文を計上することも行われていた。

4. 原因

- (1) 中国グループにおける C 董事長及び D 副董事長（当時）のプレッシャー、パワハラ。
- (2) 本社取締役会での社外取締役の発言活発だが、ありのままの内情は語られていない。中国グループへの監督機能は十分ではなかった。
- (3) B 社長、C 董事長、D 副董事長（当時）それに A 会長（コンプライアンス担当役員）のコンプライアンス意識の低さ
- (4) 本社内部監査部門の機能不全 室長 1 名、室員 1 名のみ。室員は内部通報窓口の担当。従って実質 1 名、内部監査報告書は報告しても支障のない内容のみ記載。中国グループにおいての内部監査は品質保証部に置かれていたが、規定さえもなかった。

5. その後の UMC

- (1) 2019 年 10 月 28 日、取締役会にて C 董事長（副社長・製造本部長）に対する辞任勧告 出席監査役からは辞任勧告をすべきとの一致した意見が出された。また、社長の交替（B 氏から同社副社長兼営業本部長へ）A 会長は取締役以降格。
- (2) 2019 年 11 月 22 日、取締役会にて「ガバナンス検討委員会」設置 委員長は社外調査委員会委員長。
- (3) 2019 年 12 月 18 日、特設注意市場銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求（4800 万円）
- (4) 2019 年 12 月 27 日取締役・監査役報酬の減額
- (5) 2020 年 2 月 25 日、新経営体制及びガバナンス体制改革案発表 ガバナンス検討委員会の提言に基づき、監査等委員会設置会社に移行、取締役は 11 名から 6 名へ（内監査等委員は 3 名）、任意の指名・報酬委員会設置、コンプライアンス委員会の設置（取締役会直下）、製造本部は解体、内部監査（監査等委員会事務局と兼務）の強化など。2020 年 3 月 27 日の臨時株主総会で承認された。これで、A 氏、B 氏、K 氏らは辞任した。
- (6) 2020 年 4 月 23 日、コンプライアンス委員会による調査開始 宮崎工場の棚卸資産の調査。同年 5 月 26 日、コンプライアンス委員会調査報告書開示。誤謬と判明。
- (7) 2020 年 9 月 11 日、宮崎工場の会計処理の誤謬の報告

私のコメント

- (1) 報告書を読んで先ず気がついたことは、中国グループの不正会計について、C 董事長一人の責任に押し付けてしまったのではないかと、思われることであった。本社の責任も重大であるように思う。例えば、2012 年のリカバリープランは、本社から A 会長や K 取締役管理本部長（当時）が出席し、在庫の単価調整を決めている。B 社長は自ら指示する等はしていないようであるが、当然、A 会長らから報告を受けていた

ろうと推測する。C 董事長の辞任勧告をするのは良いとしても、その他の本社の関係者も問題である。

C 董事長は全社の製造本部長を兼ねている。一体どうやって時間をひねり出していたのか、世界を飛び回りつつ、中国グループのトップとして活動する。彼を評価する者が多くいることはもっともである。新体制では、製造本部解体が決まったというのが当然であろう。

- (2) 私は驚いた。元富士通の社長で「反社」の疑いを掛けられた N 氏（監査懇話会・眞田宗興の「監査役事件簿」No.35）が UMC 社の会長 A 氏になっていたとは。その N 氏の主張にも「理解できる」と同情していただけに、A 氏の、この事件でのリカバリープランへの参画や内部通報の取扱いには疑問が残る。一方、新たに就任した、F 管理本部長には同社の改革への道筋を作って頂いたような気がする。
- (3) 監査役会は何をしていたのか。調査報告書には、監査役会に触れた記述がある。そこには、監査役間で共有された疑問（例えば、中国グループの長期滞留在庫の処理が適切に行われているかといった疑問）があっても、それを取締役会において確認することは行ってはいない、とある。一方、C 董事長の解任辞任勧告の議案については、出席監査役からは辞任勧告をすべきとの一致した意見が出されたという（調査報告書 116 ページ）。

監査役会常勤監査役 K 氏、2018 年 6 月監査役になる前は、取締役管理本部長であり、2012 年のリカバリープランに A 会長と共に参加しており、在庫の単価調整を決めている。であるならば、K 氏は何故、監査役会で言わなかったのか。また、その他の監査役は一体どうしていたのか。

(4) 裁判の行方

一株主からの提訴について、2011 年頃から不正は行われてきていたことからすると、監査法人がなぜ、長期間に亘って、不正を見つけることができなかつたのか、という疑問がある。しかし、その監査法人に疑われないように方策を凝らしていた事実があることが分かる。

以上